

平成18年3月30日

兵庫県社会福祉事業団憲章

兵庫県社会福祉事業団は、

自律ある社会福祉法人として、県とのパートナーシップのもと、

福祉と医療に関する多様な機能を発揮して、誰もが“地域で支え合い、自分らしく生きる”
ことができる社会の実現をめざし、

着実かつ果敢にチャレンジするため、この憲章を定めます。

1 一人ひとりを尊重し、自らの意思と責任でその人らしい生き方ができるよう支援します

--- [解説] ---

人としての尊厳を守り、利用者との対等な関係のもとに、自己決定と自己責任による利用者本位の支援をします。

1 総合的な地域ケアのしくみを築き、福祉文化の創造をめざします

--- [解説] ---

地域の福祉拠点として、事業団がもつ福祉・医療に関する多様な機能を活用して、行政、地域団体、住民等の社会資源の連携のもとに、“地域で支え合い、自分らしく生きる”ことができる社会のしくみづくりをめざします。

1 ニーズを敏感にとらえ、先駆的な実践により社会に貢献します

--- [解説] ---

兵庫県設置の社会福祉法人として、地域のみならず国際的な視点を持ちつつ、福祉ニーズを敏感にとらえ、新たな課題にも先駆的・積極的に取り組みます。

1 福祉の心と高い専門性を育み、働きがいのある職場をつくります

--- [解説] ---

豊かな人間性とおもいやりの心と、高度な専門的知識・技術を育てるため、計画的・効果的な研修の実施や自己研鑽を支援し、職員がその能力を発揮できる職場環境をつくります。

1 公正・効率的な組織運営と安定した経営基盤を確立します

--- [解説] ---

関係法令や諸規程を遵守し公正で効率のよい組織運営に努め、積極的な事業展開と適正な経費執行のもとに、県と連携しつつ、主体的な自主経営の促進をめざします。